

市営住宅センター 問い合わせ先

中央区・南区（2018年度から）、城南区（2020年度から）は、（※）の業務を施設管理事務所が行っております。

問い合わせ内容	電話番号	担当部署
退去手続き、住み替え、入居者募集・相談、入居手続き	092-271-2561	募集課 募集係
駐車場の利用（※）		
東・博多・早良・西区にお住まいの方	092-271-3538	募集課 駐車場・営業係
中央区にお住まいの方	092-262-1090	中央区施設管理事務所
南区にお住まいの方	092-409-4610	南区施設管理事務所
城南区にお住まいの方	092-707-6388	城南区施設管理事務所
名義人の変更、連帯保証人の異動、長期不在届	092-271-2562	業務課 業務係
家賃の一般減免（収入分位1の方）		
収入申告、同居承認、同居者異動（出生・転出・死亡など）		
同居者異動などによる家賃の変更、風呂釜の設置申請	092-271-0901	業務課 調査係
高額所得者への明渡し請求、家賃の特別減免（収入分位2以上の方）		
適正な入居指導	092-271-2563	業務課 適正管理係
	092-271-2558	業務課 指導係
管理組合活動の支援	092-271-3560	業務課 管理支援係
家賃の収納・納付指導・口座振替手続き案内	092-271-2564	業務課 収納係
住宅の修繕、模様替え承認申請（※）		
東・博多・早良・西区にお住まいの方	092-271-3030	保全課
中央区にお住まいの方	092-262-1090	中央区施設管理事務所
南区にお住まいの方	092-409-4610	南区施設管理事務所
城南区にお住まいの方	092-707-6388	城南区施設管理事務所
営業時間外における緊急事故・修繕（※） ★夜間ですでおかけ間違いがないよう、再度番号をご確認のうえお電話ください。		
東・博多・早良・西区にお住まいの方	092-282-3833	時間外緊急受付センター
中央区にお住まいの方	092-262-1090	中央区施設管理事務所
南区にお住まいの方	092-409-4610	南区施設管理事務所
城南区にお住まいの方	092-707-6388	城南区施設管理事務所
市営住宅の財産管理	092-271-2551	住宅管理課 管理第1係
市営住宅の家賃の決定	092-283-1313	住宅管理課 管理第2係
市営住宅の入居制度・家賃制度の管理	092-271-2555	住宅管理課 財産活用担当
家賃の滞納整理・法的措置	092-271-2552	住宅管理課 訴訟・整理係

動物についての苦情が寄せられています

- 『犬がほえるのがうるさい』『あちこちにフンや抜け毛が落ちており汚い、臭い』
- 『動物アレルギーなので、くしゃみ（または鼻水、咳など）が辛い』
- 『猫から車を傷つけられた』『ベランダでハトにエサをやっている人がいる』
- 『エサが置いてあるためか、以前より野良猫（またはハトやカラスなど）が増えた』など。

市営住宅では動物の飼育のほか、一時的に預かることも、住宅の敷地内で動物にエサを与えることも禁止されています。

他の入居者の方に迷惑をかけることとなりますので絶対にやめてください。



市営住宅センターだより

発行日/令和2年12月15日

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901(業務課) FAX:092-291-7540(業務課) http://www.nicity.or.jp/

「収入認定通知書」のお知らせ (令和3年4月から1年間の家賃)

令和3年1月下旬頃に『収入認定通知書』【収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』】でお知らせします。同封の「収入認定通知書の見方」を参考にご確認ください。

また、内容にご意見等がある場合は、各通知書を受け取った日の翌日から30日以内に下欄の連絡先にご連絡ください。

※退職・転職などで世帯所得額が減少した場合や、出生・転出などの場合は家賃の見直しができる場合があります。



収入申告書未提出の世帯は、すみやかに提出をお願いします。

収入申告書を未提出の世帯は、令和3年4月から最高額の家賃となります。

入居者に異動があった場合の届出・申請について

下記のような場合、区役所で行う手続きとは別に、市営住宅センターでも手続きを行っていただく必要があります。

- 1 名義人（世帯主）が転出または死亡した場合
- 2 婚姻・転入等により世帯員が増える場合【事前に申請が必要です】
- 3 転出・死亡等により世帯員が減少した場合や入居者の氏名の変更があった場合
- 4 お子様の出生により世帯員が増えた場合

しかし、これらの手続きがなされていない世帯が多数見受けられることから、令和元年度から適正な家賃を認定するため、是正に向けた取り組みを進めております。

今後、市営住宅センターが指導を行ったにもかかわらず、手続きがなされない場合は、最高額家賃（近傍同種家賃）となる場合や、住宅の明渡しを求める場合があります。該当する世帯は、速やかにお問い合わせの上、手続きを行ってください。

- 1 についてのお問い合わせは 業務課業務係 又は 住宅管理課
2・3・4 についてのお問い合わせは 業務課調査係 又は 住宅管理課

連絡先

業務課業務係

☎ 092-271-2562

FAX 092-291-7540

業務課調査係

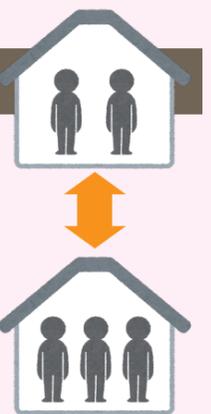
☎ 092-271-0901

FAX 092-291-7540

住宅管理課

☎ 092-283-1313

FAX 092-271-2556



収入超過者世帯・高額所得者世帯について

市営住宅は、低所得者のための住宅であり、世帯の収入について基準(右の表を参照)があります。

収入超過者世帯は、**住宅明渡しの努力義務**や**割増額**が生じます。

高額所得者世帯は、**住宅明渡しの義務**があり、市から期限を定めて**明渡しを請求**されます。

義務の履行や手続き等についてご理解とご協力をお願いします。

世帯	政令で定める月額収入基準	
	収入超過者世帯 (明渡し努力義務)	高額所得者世帯 (明渡し義務)
一般世帯	158,001円以上	313,001円以上
高齢者・障がい者などの世帯	214,001円以上	
中学生以下の児童がいる世帯	259,001円以上	
18歳未満の者が3人以上いる世帯		
ひとり親世帯		
妊婦がいる世帯		
漁村向け住宅に入居している世帯		

お問い合わせは

業務課調査係
または
住宅管理課

☎092-271-0901 FAX092-291-7540

☎092-283-1313 FAX092-271-2556

家賃のお支払いは、**口座振替**が便利です

家賃のお支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。

口座振替を希望される方は、納付書の最後のページにつづってある口座振替依頼書(はがき)に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは
業務課収納係へ

☎092-271-2564 FAX092-291-7540

高齢者の見守りや生活支援のための**駐車場利用契約**について

市営住宅の駐車場は、原則入居者以外の利用はできませんが、入居者である60歳以上の方や障がい者手帳をお持ちの方であれば、見守りや生活支援のために訪れるご親族や事業者の方々が利用するための駐車場を契約することができます。

なお、契約にあたっては入居者によるお手続きが必要となります。

また、駐車場の空き区画が少ない市営住宅では利用できない場合があります。

詳しくは右記までお問い合わせください。

【博多区・東区・早良区・西区】

福岡市住宅供給公社 募集課 駐車場・営業係

☎092-271-3538

FAX092-272-5030

【中央区】 中央区施設管理事務所

☎092-262-1090

FAX092-262-1096

【南区】 南区施設管理事務所

☎092-409-4610

FAX092-262-5100

【城南区】 城南区施設管理事務所

☎092-707-6388

FAX092-707-6517



住宅火災について

福岡市内の令和元年中の火災件数は307件で、そのうち住宅火災は122件(39.7%)となっています。これからの季節は暖房器具を使用する頻度が高くなり、ストーブ火災が多く発生しています。ストーブを使用する場合は使用方法を守り、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。

ストーブ火災予防のポイント

- 付けたまま寝るのは危険!寝るときはストーブを消してから寝ましょう。
- 火を付けたままの給油は危険!給油をするときは火を消してから。
- ストーブの近くに洗濯物を干さない!洗濯物に火が付くことがあります。



もしも火災が発生したら

被害を拡大させないためには、「119番通報」、「初期消火」、「避難誘導」が重要です。

万が一に備え、建物に設置されている消火器や非常ベルの使用法を今一度、確認しておきましょう。

また、避難の際は、階段のほか、ベランダの「へだて板」から隣の部屋に移動し、避難できる場合もあります。階段やベランダに避難の支障となる物を絶対に置かないようにしましょう。

■主な消火器の手順は「ピ・ノ・キ・オ」



福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に身につけたペンダント等を押すだけで、自動的に「受信センター」へ通報し助けを求められます。

申し込みができる人

- 65歳以上
- 福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人。

※申し込みの際、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。(難しい場合にはご相談ください)



緊急通報装置

ペンダント型発信機

緊急通報はこんな時に役に立ちます。



- 1 胸が苦しい…動悸がする
- 2 転倒してけがをした…
- 3 熱が出てフラフラする…

24時間
365日
対応します

費用など詳細については、お住いの区の福祉・介護保険課(下記)へお問い合わせください。

	電話番号	FAX番号
東区	645-1071	631-2191
博多区	419-1078	441-1455
中央区	718-1145	771-4955
南区	559-5127	512-8811
城南区	833-4170	822-2133
早良区	833-4352	831-5723
西区	895-7063	881-5874